

内部統制時代における取締役の法的責任

1 取締役の法的責任の背景となる法秩序の変化

(1) 従来：官僚統制型の法秩序

① 基本的価値観

産業（上場企業）>市場=社会（消費者・投資家等）

② 立法・行政→基本的秩序→経済実態

③ 司法→経済実態に基づく慣行・常識を重視

経済界の常識>社会の常識

④ 取締役の法的責任は例外的存在

(2) 今後：市場重視型の法秩序

① 基本的価値観

産業（上場企業）<市場=社会（消費者・投資家等）

② 立法・行政→市場=社会重視へ移行

消費者・投資家等の保護

上場企業への透明性・公正性の要請を強化

③ 司法→法律ルールを重視

経済界の常識<社会の常識

④ 取締役の法的責任は例外的存在ではなくった

2 取締役の法的問題への認識

(1) 法的責任は最低限の要求を怠った場合のもの

社会常識からして、当たり前のことができていない

(2) 法的な側面を甘く見ていた

法的側面の理解をせず、法的側面を無視

経営において、社会の信頼を重視しなかった

「健全な利益」 = 「世間良し」 を重視しなかった

つまり、社会的責任（CSR）の自覚の欠如

(3) 経営者の意識、経営の仕組に法的側面が欠けていた

経営管理（広義の内部統制）が法的側面で不十分だった

法的責任は専門家領域→専門家を介在させない仕組

（例）取締役会等での判断に法的専門家の陪席なし

適法性監査において法的専門家を使わない

契約締結に法的専門家のチェックがない

税務実務に法的専門家のチェックがない

内部統制の構築に法的専門家のチェックがない

3 内部統制は専門家の介在を要求する

(1) 内部統制は、適切な管理を要求する

(企業の永続・成長のための構造)

①社会に役立つことで成長を促進する

②社会に迷惑をかけないことで成長の阻害をしない

①及び②のそれぞれに、適切な管理＝専門家による管理

(2) 社会に迷惑をかけない＝法令等の遵守

「法令等」は社会の期待度（社会通念）で決まる

つまり、「法令等」の要求は変化するもの

この変化を、適時、法律専門家から学ぶ必要がある

(3) 経営者は、法律専門家を身边に持たないことが多い

取締役の法的責任が厳しくなる時代背景

経営者は側近に法律専門家をおいておく必要

法的リスクへの対応



法的リスクの明確化で安心してリスクが取れる

4 社会意識の変化を反映した裁判例の増加

(1) 蛇の目ミシン工業事件

- ①暴力団を背景の脅し→警察へ届けて対応
- ②583億円の損害賠償責任
- ③責任追及は、株主代表訴訟の原告弁護団へ依頼

(2) 旧北海道拓殖銀行事件

- ①取立不能の可能性の高いとき→厳格な審査
- ②101億円の賠償責任
- ③刑事案件で実刑判決

経営者の個人的利益でないのに、特別背任

- ④アパマンショップに関する高裁判決

1株5万円のものを1万円で買い取るな

(3) ダスキン事件

- ①法令違反で社会に迷惑→開示して社会に謝罪
- ②秘密は暴露される社会になったことを背景
- ③リスク管理の観点

(4) 足利銀行事件（訴訟上の和解）

身ぐるみを剥がすのが、会社のため

5 内部統制による取締役の法的責任

(1) 業務・チェックの見える化→発覚

社内における規定化

情報開示の拡大

社内通報の実効化

(2) 統制環境の実効化

内部統制報告制度による経営者の自覚

監査役の法的役割の実効化

社会に期待される監査役を目指す

監査人によるチェック

監査人と監査役との相互チェック

(3) 取締役に法的責任の疑いある場合の対応

調査の必要性

弁護士を中心とする調査

監査役にも調査義務がある

調査結果の公表

荏原製作所における社外監査役の反乱

(4) 取締役の法的責任がある場合の対応

原則、会社（監査役・単独もあり）が提訴

監査役に提訴義務あり、裁量の幅は狭い

提訴対象者の選択ができるか

取締役死亡時、訴えの取り下げができるか

自宅を残すための訴訟上の和解ができるか

賠償責任ある取締役・遺族の身ぐるみを剥がすのか

責任ある取締役と他の取締役・監査役の法的対立

6 法的対立を回避するために

(1) 法令等遵守につき、役員における共通認識を持つ

意識の改革が必要

特に、経営者の意識改革が重要→監査役に対する理解

(2) 経営陣と監査役との意見交換・協議

法令等の遵守に協議は有効

法的手段を用いるのは、最悪の場合にすぎない

(3) 経営者の主導の下での内部統制の継続的改善

内部統制の充実に終わりはない